

令和5年4月23日執行
横浜町議会議員一般選挙

契約書参考様式 記載例

横浜町選挙管理委員会

選挙運動用自動車使用契約書（ハイヤー契約）

横浜町議会議員一般選挙候補者 横浜 太郎 （以下「甲」という。）と
〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 （以下「乙」という。）とは、
甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車 種 普通乗用自動車
登録番号 青森300 も 1111

立候補届出の日から選挙期日の
前日までの選挙運動期間を記載

3 契約期間

令和 5年 4月 18日 ~令和 5年 4月 22日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

4 契約金額

金 250,000円（※消費税を含む）
（内訳 1日につき 50,000円（税込） × 5日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、横浜町議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が横浜町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 住 所 横浜町字〇〇 〇〇番地
(候補者) 氏 名 横浜 太郎 ①
乙 住 所 横浜町字〇〇 〇〇番地
名 称 〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ①

選挙運動用自動車賃貸借契約書（個別契約）

横浜町議会議員一般選挙候補者 横浜 太郎 （以下「甲」という。）と
〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 （以下「乙」という。）とは、
甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、横浜町議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車 種 普通乗用自動車
登録番号 青森300 わ 2222

立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間を記載

3 契約期間

令和 5年 4月 18日 ~令和 5年 4月 22日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

4 契約金額

金 50,000円（※消費税を含む）
（内訳 1日につき 10,000円（税込） × 5日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、横浜町議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が横浜町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 住 所 横浜町字〇〇 〇〇番地
(候補者) 氏 名 横浜 太郎 ④
乙 住 所 横浜町字〇〇 〇〇番地
名 称 〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ④

選挙運動用自動車燃料供給契約書

横浜町議会議員一般選挙候補者 横浜 太郎 (以下「甲」という。)と
〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、
甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 供給する期間

令和 5年 4月 18日 ~令和 5年 4月 22日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

2 使用車種及び登録番号

車 種 普通乗用自動車
登録番号 青森300 わ 2222

立候補届出の日から選挙期日の
前日までの選挙運動期間を記載

3 契約金額

単位1リットルあたり 170 円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、横浜町 議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が横浜町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 住 所	横浜町字〇〇 〇〇番地	
(候補者) 氏 名	横浜 太郎	Ⓜ
乙 住 所	横浜町字〇〇 〇〇番地	
名 称	〇〇〇株式会社	
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇	Ⓜ

選挙運動用自動車運転手契約書

横浜町議会議員一般選挙候補者 横浜 太郎 (以下「甲」という。) と
〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) とは、
 甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間を記載

2 契約期間

令和 5年 4月 18日 ~令和 5年 4月 22日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

3 運転する車の車種及び登録番号

車 種 **普通乗用自動車**
 登録番号 **青森300 わ 2222**

4 契約金額

金 **50,000円** (※消費税を含む)
 (内訳 1日につき **10,000円(税込)** × **5日間**)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、横浜町議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が横浜町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 住 所 **横浜町字〇〇 〇〇番地**
 (候補者) 氏 名 **横浜 太郎** ⑩
 乙 住 所 **横浜町字〇〇 〇〇番地**
 (運転手) 氏 名 **〇〇 〇〇** ⑩

選挙運動用ビラ作成契約書

横浜町議会議員一般選挙候補者 横浜 太郎 (以下「甲」という。)と
〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、
甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 1, 6 0 0 枚
- 2 契約金額
金 1 2, 0 1 6 円 (※消費税を含む)
(単価 7. 5 1 円 (税込) × 1, 6 0 0 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、横浜町議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が横浜町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲	住 所	横浜町字〇〇 〇〇番地	
(候補者)	氏 名	横浜 太郎	Ⓜ
乙	住 所	横浜町字〇〇 〇〇番地	
	名 称	〇〇〇株式会社	
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇	Ⓜ

選挙運動用ポスター作成契約書

横浜町議会議員一般選挙候補者 横浜 太郎 (以下「甲」という。) と
〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、
甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 100枚
- 2 契約金額
金 70,000円 (※消費税を含む)
(単価 700円 (税込) × 100枚)

- 3 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、横浜町議会議員及び横浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が横浜町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により横浜町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 4 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲	住所	横浜町字〇〇 〇〇番地	
(候補者)	氏名	横浜 太郎	Ⓜ
乙	住所	横浜町字〇〇 〇〇番地	
	名称	〇〇〇株式会社	
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇	Ⓜ

